

重要事項説明書

＜西暦 年 月 日現在＞

1. 利用者氏名

氏名 _____ 様

2. 事業者主体概要

法人の名称	社会医療法人 製鉄記念八幡病院
法人所在地	北九州市八幡東区春の町一丁目1番1号
連絡先	(電 話) 093-672-3176
代表者氏名	理事長 柳田 太平

3. 事業所（ステーション）の名称・所在地

事業所の名称	せいてつ訪問看護ステーション
所在地	北九州市八幡東区春の町一丁目1番1号
連絡先	(電 話) 093-671-9741
	(FAX) 093-671-9747
	(E-mail) seitetsuhoumon@ns.yawata-mhp.or.jp
管理者氏名	江藤 亜矢子
事業所番号	4066690456

4. 事業者が有する介護保険法令に基づき福岡県知事から指定を受けている事業所

介護保険法令に基づき福岡県知事から指定を受けている事業所名称（指定番号）	介護保険法令に基づき福岡県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類
せいてつ訪問看護ステーション (4066690456)	訪問看護・介護予防訪問看護

5. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

指定訪問看護および指定介護予防訪問看護（以下、「訪問看護」という。）事業の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定める。主治医が、訪問看護の必要性を認めた利用者に対し、療養生活を支援し心身の機能の維持回復を目指すことにより、利用者が可能な限り居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(2) 運営方針

- ①利用者の意志および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ②利用者の心身の特性を踏まえ日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
- ③訪問看護サービスの提供に当たっては、主治医との密接な連携および訪問看護指示書、訪問看護計画書、居宅サービス計画書に基づき、利用者の心身機能の回復を図るよう適切に行います。
- ④訪問看護サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況およびその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し療養上必要な事項について理解しやすいように指導または説明を行います。
- ⑤訪問看護サービスの提供に当たっては、適切な看護技術を提供し、利用者またはその家族に信頼される質の高い看護を提供します。
- ⑥地域の医療・介護および行政機関と連携および調整を図り、利用者自らの選択に基づく総合的なサービスの提供に努めます。
- ⑦特殊な看護等については実施いたしません。

6. 職員構成および職務内容

区分	資格	常勤	非常勤	職務内容
管理者	看護師	1		運営管理・業務統括 訪問看護業務
看護師	看護師	4	2	訪問看護業務
事務職員		1		事務・経理全般
合計		6	2	

※職員の配置基準 常勤換算 5.2人

7. サービス提供日と時間帯

営業日	月曜日～金曜日 ただし、国民の祝日、12/29～1/3を除きます。
営業時間	営業日の9時～17時
定休日	土・日曜日、国民の祝日、12/29～1/3
営業日・営業時間外	電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とします。 営業日・営業時間外の訪問についてはご相談下さい。

8. 通常の実施地域

北九州市八幡東区、八幡西区、戸畑区、小倉北区

9. 訪問看護サービスの内容

- ①病状・障害の観察
- ②清拭・整髪等による清潔の保持
- ③療養上の世話
- ④褥瘡（床ずれ）の予防・処置
- ⑤リハビリテーション
- ⑥認知症患者の看護
- ⑦療養生活や介護方法の指導
- ⑧カテーテル等の管理
- ⑨その他の医師の指示による医療処置
- ⑩ターミナルケア 等

10. 記録の保管と開示

訪問看護のサービス内容については記録を作成し、サービス実施の終了日より 5 年間保管します。利用者または家族の求めに応じてこれを開示するものとします。複写物を交付する場合は、事業者は利用者に対して実費相当額を請求いたします。

11. 利用者負担金

訪問看護サービス利用料金表（別頁）に定め、その内容を説明します。

（1）利用料金算定の基準となる時間

介護保険では、実際のサービス提供時間ではなく、居宅サービス計画に定められた目安の時間を基準とします。ただし、必要な訪問看護サービスを実施するにあたって、居宅サービス計画に定められた目安の時間を越えた場合は、利用者の同意を得るとともにケアマネジャーに報告し、その時間分の料金をいただきます。医療保険では、訪問看護事業所との取り決めの時間を基準とします。

（2）緊急時訪問看護加算および 24 時間対応体制加算について

介護保険・医療保険の適用別に、料金表で提示説明し同意を得ます。

（3）その他

- ① 利用者負担金は、介護保険の場合原則としてサービス費の 1 割（または 2 もしくは 3 割）をお支払いいただきます。
- ② サービス費が介護保険の支給限度額を超える部分については、サービス費全額（10 割）をお支払いいただきます。
- ③ 保険料の滞納などによりサービス費の 1 割（または 2 もしくは 3 割）の「利用者負担金」で利用できなくなった場合は、一旦サービス費全額をお支払いいただき、後日保険者からの保険給付分の払い戻しを受ける手続が必要となります。
- ④ 介護保険の利用者であっても、特別指示書の発行または病名によっては医療保険の適用となります。また、医療保険での利用であっても、要介護認定がでた場合は介護保険適用となる場合があります。
- ⑤ 介護保険では、通常の事業の実施地域を越えて訪問を行う場合は、交通費が発生します。（別頁参照）
- ⑥ 医療保険の場合の利用者負担金は、負担割合（1～3 割）額をお支払いいただきます。
- ⑦ 医療保険では、訪問看護ステーションから自宅までの距離に応じて、交通費が発生します。（別頁参照）

- ⑧ サービスの実施に必要な利用者宅の水道・ガス・電気・電話の費用は利用者負担となります。
- ⑨ 介護・医療保険対象外サービス実績ご利用料を頂くサービス内容があります。(別頁参照)

訪問看護サービス利用料金表

(1) 介護保険に基づく訪問看護を提供した場合

- ①提供された時間の区分に応じて厚生労働省で定める金額の1～3割負担となります。
- ②介護保険の給付の範囲を超えたサービスの費用は、全額利用者負担となります。

要介護の方

(1単位:10.21円)

時間帯	20分未満	30分未満	30～60分未満	60～90分未満
8時～18時	314単位 (3,200円)	471単位 (4,800円)	823単位 (8,400円)	1128単位 (11,510円)

要支援の方

時間帯	20分未満	30分未満	30～60分未満	60～90分未満
8時～18時	303単位 (3,090円)	451単位 (4,600円)	794単位 (8,100円)	1090単位 (11,120円)

※その月の2回目以降の緊急時訪問が早朝・夜間、深夜の場合、下記加算を算定します。

早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）は25%増し

深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。

※20分未満の訪問は、20分以上の訪問看護を週1回以上含む設定となります。

※退院当日、医師の指示があれば訪問可能です。

要介護・要支援の方 共通

加算項目	単位	内容
初回加算 退院日 退院日翌日以降	350 単位 300 単位	利用者が過去 2 月間当該訪問看護事所から訪問看護の提供を受けていない場合であって、新たに訪問看護計画書を作成した場合に算定されます。
緊急時 訪問看護加算	600 単位/月 6,120 円	当該事業所が利用者の同意を得て、利用者・家族等に対して 24 時間連絡体制にあり、計画外の緊急時訪問も必要に応じて行う場合に加算されます。
特別管理加算 1	500 単位/月 5,100 円	在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態の利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。
特別管理加算 2	250 単位/月 2,550 円	在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養療法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧患者指導管理を受けている状態、人工肛門、人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態、点滴注射を週 3 回以上行う必要があると認められた状態の利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。
複数名 訪問看護加算 看護師等 2 名	254 単位/回 (30 分未満) 2,590 円	下記のいずれかの基準を満たし、利用者・家族等の同意を得て、1 つの事業所から同時に複数の看護師等が 1 人の利用者に対して訪問看護を行った時に加算されます。 1) 利用者の身体的理由により 1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる 2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる 3) その他利用者の状況等から判断して上記①②に準ずると認められる
	402 単位/回 (30 分以上) 4,100 円	
複数名 訪問看護加算 看護師+補助者	201 単位/回 (30 分未満) 2,050 円	下記のいずれかの基準を満たし、利用者・家族等の同意を得て、1 つの事業所から同時に看護師と看護補助者が同行し、役割分担を行い、1 人の利用者に対して訪問看護を行った時に加算されます。 ① 利用者の身体的理由により 1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる ③ その他利用者の状況等から判断して上記に①②に準ずると認められる
	317 単位/回 (30 分以上) 3,230 円	
長期間 訪問看護加算	300 単位/回 3,060 円	特別管理加算の対象となる利用者に対して、所定時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合、その所要時間を通算した時間が 1 時間 30 分以上となるときに加算されます。
退院時 共同指導料	600 単位 6,120 円	病院、診療所又は介護老人保健施設等に入院中(入所中)の者が退院(退所)するに当たり、訪問看護ステーションの看護師等が入院中(入所中)の者又はその看護に当たっている者に対し、病院、診療所又は介護老人保健施設等の主治医やその他の職員と共同して在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算されます。

ターミナルケア 加算	2,500 単位 25,520 円	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを要介護者に対して行った場合に加算されます。
サービス提供 体制強化加算 1- イ(要介護) 1 (要支援)	6 単位/回 60 円	看護師毎の研修計画を作成・実施し、利用者に関する情報の伝達等を目的とした会議を定期的に行い、勤続年数 3 年以上の者の占める割合が 30%以上であること。すべての看護師等に対し、健康診断等を定期的に行っている。

※介護保険の利用者であっても、入院期間の外泊中の訪問看護については医療保険による訪問看護となります。【訪問看護基本療養費(Ⅲ)】医療保険の料金表に記載あり。

(2) 介護保険の保険対象外サービス実績ご利用料 (税込)

サービス内容		料金
通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護に要した交通費		500 円
死後の処置	死亡後のお清め料として処理材料費込み	10,000 円
受診の同行	1 時間まで(事前の申込必要) 以後、30 分ごとに	3,000 円 1,500 円

※通常の事業の実施地域：北九州市八幡東区、八幡西区、戸畑区、小倉北区

※その他、(2)「介護保険の保険対象外のサービス実績ご利用料」に記載されている項目に関してご希望時は、説明・同意後にサービス介入が可能な場合もあります。

(3) 医療保険に基づく訪問看護を提供した場合 (精神以外)

①基本利用料は、健康保険法等に基づき訪問看護費の 1～3 割負担となります。

基本項目		医療保険サービス利用料金	
訪問看護基本療養費（Ⅰ）		週3日目まで	5,550 円/日
		週4日目以降	6,550 円/日
訪問看護基本療養費（Ⅱ） （同一建物居住者）	同一日に2人	週3日目まで	5,550 円/日
		週4日目以降	6,550 円/日
	同一日に3人以上	週3日目まで	2,780 円/日
		週4日目以降	3,280 円/日
訪問看護基本療養費（Ⅲ）		入院中の外泊時	8,500 円/入院中1～2 回

訪問看護医療 DX 情報活用加算	50 円/月 1 回	オンライン資格確認等システムを通じて利用者の診療情報を取得し、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算する
訪問看護ベース アップ評価料(Ⅰ)	780 円/月 1 回	医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある為

加算項目	料金	内容
訪問看護 管理療養費	1 日目 7,670 円/月	訪問看護計画書等を主治医に提出するとともに、利用者に係わる訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合、また 1 人の利用者に対し、複数の訪問看護ステーションや保険医療機関において指定訪問看護及び管理を行う場合は、情報を十分に共有することで算定します。
	2 日目以降 3,000 円/日	
24 時間 対応体制加算	6,800 円/月	利用者や家族との電話連絡および利用者や家族への指導等による日々の状況の適切な管理に常時対応でき必要に応じ緊急訪問看護を行う体制整備があるもので、利用者に説明し同意を得た場合に加算されます。
緊急 訪問看護加算	2,650 円/日	利用者又は家族等の緊急の求めに応じて、主治医が訪問看護ステーションに対して行った指示を受けて計画外の訪問看護を行った場合に加算されます。
早朝・夜間訪問 看護加算	2,100 円	午前 6 時～8 時、午後 6 時～午後 10 時に利用者や家族等の求めに応じて訪問看護を実施した場合に加算されます。
深夜訪問 看護加算	4,200 円	午後 10 時～午前 6 時に利用者や家族等の求めに応じて訪問看護を実施した場合に加算されます。
長時間 訪問看護加算	5,200 円/週	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、もしくは特別訪問看護指示書にて訪問看護を受けている利用者に対して、1 回の訪問看護の時間が 90 分を越えた場合に加算されます。
乳幼児加算	1,500 円/日	6 歳未満の利用者に対して、指定訪問看護を実施した場合に加算します。
特別管理加算 1	5,000 円/月	在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態の利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。
特別管理加算 2	2,500 円/月	在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養療法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧患者指導管理を受けている状態、人工肛門、人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態、点滴注射を週 3 回以上行う必要があると認められた状態の利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。
退院時 共同指導加算	8,000 円/回	主治医の所属する保険医療機関又は介護老人保健施設等に入院中（入所中）の者が退院（退所）するに当たり、訪問看護ステーションの看護師等と入院（入所）施設の職員（医師、看護師等）が在宅療養についての指導を入院（入所）施設において共同で行い、その内容を文書により提供した場合に加算されます。
特別管理 指導加算	2,000 円/回	退院後、厚生労働大臣が定める状態等にある利用者に対して、主治医等の指示を受けた訪問看護ステーションの看護師等が退院時共同指導を行った場合に加算されます。
退院支援 指導加算	6,000 円/回 8,400 円/回	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者もしくは、退院日の訪問看護が必要であると認められた利用者に対して、保険医療機関から退院するに当たって、訪問看護ステーションの看護師等が退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合に加算されます。又長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合には更に加算されます。

訪問看護情報 提供療養費 1	1,500 円/月	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者について、訪問看護ステーションが利用者の同意を得て、利用者の居宅地の管轄する市町村、都道府県、指定特定相談支援事業者に対して、市町村等からの求めに応じて、訪問看護に関する情報を提供した場合に加算されます。
訪問看護情報 提供療養費 2	1,500 円/月	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者のうち、小学校又は中学校に入学や転学時等の当該学校に初めて在籍する利用者について、訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、学校からの求めに応じて、訪問看護の状況を示す文書を添えて必要な情報を提供した場合に加算されます。
訪問看護情報 提供療養費 3	1,500 円/月	保険医療機関等に入院、または入所する利用者について訪問看護に関する情報を提供した場合に加算されます。
難病等複数回 訪問加算	1 日 2 回 4,500 円/日	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対して、1 日に 2 回又は 3 回以上訪問看護を行った場合に加算されます。
	1 日 3 回以上 8,000 円/日	
複数名 訪問看護加算 看護師等 2 名	4,500 円/週	下記のいずれかの基準を満たし、利用者・家族等の同意を得て週 1 日を限度として、下記から判断して必要があり同時に複数の看護師等による訪問看護を実施した場合に加算されます。 ① 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者 ② 特別訪問看護指示書で訪問している利用者 ③ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる
複数名 訪問看護加算 看護師+補助者	3,000 円/週	利用者またはその家族の同意を得て週 3 日を限度とし、身体的理由により 1 人の訪問看護師による訪問看護が困難と認められる利用者、その他の状況等から判断して看護師と看護補助者による訪問看護が同時に必要で実施した場合に加算されます。 (厚生労働大臣が定める場合を除く)
	1 日 1 回 3,000 円/日	下記のいずれかの基準を満たし、利用者またはその家族の同意を得て、下記から判断して必要があり同時に看護師と看護補助者による訪問看護が同時に必要であり実施した場合に加算されます。 ①厚生労働大臣が定める疾病等の利用者 ②特別訪問看護指示書で訪問している利用者
	1 日 2 回 6,000 円/日	
	1 日 3 回 10,000 円/日	
訪問看護 ターミナル療養費 1	25,000 円	在宅、特別養護老人ホーム等で死亡した利用者(ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外で亡くなった方を含む)に対して、その主治医の指示により、退院日、死亡日及び死亡前 14 日以内の計 15 日間に 2 回以上訪問看護を実施し、かつ訪問看護におけるターミナルケアの支援体制について利用者と家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合に加算されます。
訪問看護 ターミナル療養費 2	10,000 円	特別養護老人ホーム等で死亡した利用者(ターミナルケアを行った後、24 時間以内に特別養護老人ホーム以外で亡くなった方を含み、特別養護老人ホームにて看取り介護加算等を算定している利用者に限る。)に対して、その主治医の指示により、退院日、死亡日及び死亡前 14 日以内の計 15 日間に 2 回以上訪問看護を実施し、かつ訪問看護におけるターミナルケアの支援体制について利用者と家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合に加算されます。

在宅患者 連携指導加算	3,000 円/ 月	訪問看護ステーションの看護師等が利用者または家族の同意を得て訪問診療を実施している保険医療機関を含め他医療職種と情報共有を月 2 回以上行くとともに、共有された情報を踏まえて療養上の指導を行った場合に加算されます。
在宅患者 緊急時等カンファ レンス加算	2,000 円/回	状態の急変や診療方針の変更等に伴い、保険医療機関の保険医の求めにより開催されたカンファレンスに訪問看護ステーションの看護師等が参加して共同で利用者や家族に対して指導を行った場合に加算されます。

(4) 医療保険の保険対象外のサービス実績ご利用料 (税込)

サービス内容				料金
交通費	平日・休日	片道 5Km以内	訪問毎に	無料
		片道 5Km～10Km		250 円
		片道 10Km 以上		500 円
休日時間外利用料金	休日	日中 (8:30～18:00)	1 訪問につき	2,500 円
		早朝 (6:00～8:30)		3,500 円
		夜間 (18:00～22:00)		
		深夜 (22:00～6:00)		
長時間利用料	90分を越えサービス提供した場合実費として			5,000 円
在宅以外での 訪問看護	1 時間まで			10,000 円
受診の同行	1 時間まで(事前の申込必要) 以後、30 分ごとに			3,000 円 1,500 円
死後の処置	死亡後のお清め料として処理材料費込み			10,000 円
訪問看護記録等	訪問看護記録等 1 枚につき			10 円

尚、時間外・休日・深夜での訪問による料金につきましては、行政との協議により発生しない場合がございます。(生活保護法等による)

※厚生労働大臣が定める場合には、下記 3 つの条件がある。

- ① 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者
- ② 厚生労働大臣が定める状態の利用者
- ③ 特別訪問看護指示書による訪問看護を受けている利用者

① 厚生労働大臣が定める疾病等は以下の病名が該当。

末期の悪性腫瘍・多発性硬化症・重症筋無力症・スモン・筋萎縮性側索硬化症・脊髄小脳変性症・ハンチントン病・進行性筋ジストロフィー・パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳波質基底核変症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度またはⅢ度のものに限る）・多系統萎縮症・線条体黒質変性症・オリブ橋小脳萎縮症・シャイ・ドレーガー症候群・プリオン病・亜急性硬化性全脳炎・ライソゾーム病・副腎白質ジストロフィー・脊髄症筋萎縮症・球脊髄性筋萎縮症・慢性炎症性脱髄性多発神経炎・後天性免疫不全症候群・頸髄損傷・人工呼吸器を使用している状態

②厚生労働大臣が定める状態等は以下の状態が該当。

イ. 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理または在宅強心剤持続投与指導管理
もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態状態にある者
または気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態

ロ. 以下のいずれかを受けている状態

在宅自己腹膜灌流指導管理

在宅血液透析指導管理

在宅酸素療法指導管理

在宅中心静脈栄養法指導管理

在宅成分栄養経管栄養法指導管理

在宅自己導尿指導管理

在宅持続陽圧呼吸療法指導管理

在宅自己疼痛管理指導管理

在宅肺高血圧症指導管理

ハ. 人工肛門または人工膀胱を設置している状態

ニ. 真皮を越える褥瘡の状態

ホ. 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

12. 利用者負担金のお支払い方法

事業者は当月の利用者負担金の請求書に明細を付して、翌月 10 日までに利用者に請求し、利用者は翌月 25 日までに次のいずれかの方法によりお支払いいただきます。

（１） 自動口座引き落とし（福岡銀行）

※別途「自動振り替え口座引き落とし手続き」が必要です。

（２） 振り込み ※振り込み手数料は利用者負担となります。

事業者は利用者からの利用負担金のお支払いを受けたときは、領収書を発行します。

13. キャンセル料

利用者のご都合によりサービスをキャンセルする場合は、次のキャンセル料をいただきます。
ただし、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前営業日の１７時までに連絡があった場合	無料
利用日の前営業日の１７時までに連絡がなかった場合	1,000 円

連絡先の電話番号 ０９３－６７１－９７４１

14. 個人情報保護について

事業者およびその職員は、サービス提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。医師への報告は義務付けられています。「個人情報の利用に関する同意書」（別紙）をご確認下さい。

訪問看護開始にあたって、事前に「個人情報の利用に関する同意書」（別紙）で同意を得ます。

記録物は、サービス提供終了後５年間は当事業所で責任をもって保管し、処分の際にも第三者への漏洩がないよう責任を持って処分いたします。

15. 緊急時の対応方法

事業者は、サービス提供中に利用者の病状の急変やその他の緊急事態が生じた場合には、利用者の安全確保に努めながら必要に応じて手当を行います。同時に、速やかに主治医へ連絡し指示を求め、ご家族へ連絡いたします。また、居宅介護支援事業所などへ連絡を行うなど必要な措置を行います。そのため、訪問看護開始にあたり、緊急連絡先を少なくとも二箇所確認させていただき緊急時に対応いたします。

主治医	氏 名	
	医療機関名	
	電 話	
	住 所	
ご家族 (緊急連絡先)	氏 名	続柄
	電 話	
	住 所	〒
ご家族 (緊急連絡先)	氏 名	続柄
	電 話	
	住 所	〒

16. 事故発生時の対応方法

- (1) 事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者・家族・市町村等、関係機関に連絡を行うと共に、必要な処置を講ずるものとします。
- (2) 事業者は、損害賠償責任保険に加入し、利用者に対する訪問看護サービスの提供により賠償する事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。
- (3) 事業者は、事故が発生した場合、その原因を解明し再発を防ぐための対策を講じるものとします。

17. 損害賠償責任保険

保 險 会 社	東京海上日動火災保険株式会社
保 險 内 容	賠償責任保険・訪問看護事業者特別約款 支払限度額 100,000 千円（1 事故、1 請求または 1 保証） 支払限度額 300,000 千円（保険期間中）

18. 相談窓口、苦情対応

- (1) サービスや個人情報に関する相談や苦情について当事業所での窓口

当 事 業 所 の 相 談 窓 口	苦情窓口・解決責任者 / 管理者 江藤 亜矢子 ご利用時間 / 営業日 9:00～17:00 ※土日祝日・12/29～1/3 は休み ご利用方法 / 電話 093-671-9741 面接 来訪もしくは訪問 ご意見箱 製鉄記念八幡病院内 苦情対応体制・手順 1. 担当者は利用者から申し出があれば、原則として直ちに内容を確認します。 2. 担当者は、苦情の内容により次の通り対応します。 ①管理者に報告し、事実関係を確認します。 ②管理者が必要と認めた場合は、管理者を含めた検討会議を行い、対応並びに再発防止策について協議し、利用者へ報告します。
----------------------	--

(2) 公的機関の窓口

八幡東区保健福祉課 介護保険担当	〒805-8510 八幡東区中央1丁目1-1 ☎093-671-6885 FAX 093-662-2781 対応時間/月～金曜日 8:30～17:00 ※木曜日のみ 8:30～19:00 土日祝日年末年始は休み
八幡西区保健福祉課 介護保険担当	〒806-8510 八幡西区黒崎3丁目15-3 ☎093-642-1446 (代表) FAX 093-642-2941 対応時間/月～金曜日 8:30～17:00 ※木曜日のみ 8:30～19:00 土日祝日年末年始は休み
戸畑区保健福祉課 介護保険担当	〒804-8510 戸畑区千防一丁目1番1号 ☎093-881-4527 FAX 093-881-5353 対応時間/月～金曜日 8:30～17:00 ※木曜日のみ 8:30～19:00 土日祝日年末年始は休み
小倉北区保健福祉課 介護保険担当	〒803-8510 小倉北区大手町1番1号 ☎093-582-3433 FAX 093-562-1382 対応時間/月～金曜日 8:30～17:00 ※木曜日のみ 8:30～19:00 土日祝日年末年始は休み
福岡県国民健康保健団体連合会 総務部 介護保険課 (介護サービス相談窓口)	〒812-0041 福岡市博多区吉塚本町13-47 ☎092-642-7859 FAX 092-642-7857 対応時間/8:30～17:00 ※土日祝日は休み

19. サービス提供に関する留意事項

サービス提供の際の事故やトラブルをさけるため、次の事項にご留意ください。

1. 利用者及び、利用者家族等の禁止行為

- 1) 職員に対する身体的暴力（身体的な力や道具を使って危害を及ぼす行為など）
- 2) 職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つける行為、怒鳴る、奇声や大声を発する、特定の職員を排除する行為など）
- 3) 職員に対するセクシャルハラスメント（性的誘いかけや嫌がらせ行為、好意的態度の要求、卑猥な言動など）

20. 虐待の防止に関する事項

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	看護師	江藤 亜矢子
虐待防止に関する担当者	看護師	江藤 亜矢子

2. 成年後見制度の利用を支援します。
3. 苦情解決体制を整備しています。
4. 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
5. 介護相談員を受け入れます。
6. サービス提供中に、当該事業所従業者または、養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

21. サービス従事者の禁止行為

サービス従事者は、サービス提供にあたり、次の行為は行いません。

- 1) サービス従事者は、年金や金銭管理、金銭の貸借等の取扱いはできません。
- 2) サービス従事者は、利用者の心身機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助、機能訓練等を行うこととされています。契約内容以外の業務をすることはできませんので、ご了承ください。
- 3) サービス従事者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- 4) 利用者の同居家族に対するサービス提供はできません。
- 5) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。(利用者または第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)

22. 有事の際の相互応援体制について

1. 有事の際、利用者の命を守るため、八幡東西区訪問看護ステーション連絡会事務局を通じ他事業所と連携を図り、訪問看護活動を継続する場合があります。
2. 上記の際、主治医が属する医療機関からの訪問看護指示書発行料や連携する他事業所により新たな自己負担金（休日加算、提供体制加算など）が生じる場合があります。

23. その他

1. 当事業所は看護学生等の臨地実習受け入れ施設として協力をしております。看護教育の必要性をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。
 - 1) 学生の看護援助は、利用者または家族にわかりやすく説明し、同意を得た上で行わせていただきます。
 - 2) 学生の看護援助は、安全性の確保を最優先として、看護教員や看護師の指導・助言を得た上で行わせていただきます。
 - 3) 学生実習について、ご意見、ご質問がある場合、同行の看護師に直接お伝えください。
 - 4) 利用者または家族は、学生の同行訪問に同意した後でも、学生が行う看護援助を拒否することができます。また、拒否したことを理由として、訪問看護上の不利益な扱いを受けることはありません。
 - 5) 学生が、臨地実習を通して知り得た利用者および家族に関する個人情報を他者に漏らすことのないよう、プライバシーの保護を徹底いたします。

☐	学生実習 対応可	☐	学生実習 対応不可	☐	その他
--------------------------	----------	--------------------------	-----------	--------------------------	-----

2. 支払い証明書の発行につきましては、2,200 円いただきます。

24. 署名、押印欄

西暦 年 月 日

訪問看護・介護予防訪問看護サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書、本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

<事業者>

所在地 北九州市八幡東区春の町1丁目1番1号

事業者名 せいてつ訪問看護ステーション

代表者名 江藤 亜矢子 印

<説明者>

所属 せいてつ訪問看護ステーション

氏名 印

私は、契約書、本書面により、事業者から訪問看護・介護予防訪問看護サービスについて、重要事項の説明を受け同意しました。

<利用者>

氏名 印

（※利用者代理人（選任した場合）
氏名 印
（続 柄）

25. 加算・同意欄

【介護保険】

西暦 年 月 日

緊急時訪問看護加算を算定することを承諾いたします。

利用者 氏名 印

【医療保険】

西暦 年 月 日

24時間対応体制加算を算定することを承諾いたします。

利用者 氏名 印

2025年4月1日 施行

管理者確認印	担当者確認印